

令和2年度

第 6 回 佐々町農業委員会総会議事録

令和2年9月28日（月）

佐々町農業委員会

令和2年9月 第6回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和2年9月28日（月）午後1時30分

2. 招集場所 佐々町役場 3階第2会議室

3. 開会 令和2年9月28日（月）午後1時30分

4. 出席委員 (18名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	吉野 裕君	2	濱野 努君	3	池田 邦義君
4	藤永 茂君	5	築城 武美君	6	和田 貞子君
7	坂口 隆英君	8	藤永 九市君	9	寶持 雅祥君
10	池田 晴良君	11	井手 俊博君	12	山下 夕見子君
13	濱野 卓也君	推進委員	林 勇作君	推進委員	福田 庄治君
推進委員	筒井 浩一君	推進委員	玉置 義則君	推進委員	大瀬 敏幸君

5. 欠席委員 (0名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名

6. 職務のための出席者職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
事務局長	金子 剛君				

7. 議事録署名委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
6	和田 貞子君	7	坂口 隆英君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第 1号 農業者年金加入推進特別研修会について

報告第 2号 一時転用届出書について

報告第 3号 農地の無断転用について（口石地区）

(4) 審議事項

第15号議案 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

(5) 協議事項

農用地利用集積計画（利用権設定）の担当委員選定について

(6) その他

①農業委員会だよりについて

②町民表彰者の推薦について

③10月定例会の日程について

④その他

事務局長（金子 剛君） それでは、令和2年度第6回の佐々町農業委員会総会を開会いたします。

初めに、吉野会長より御挨拶をお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 皆さん、こんにちは。そろそろ秋の収穫の時期となりました。今年は長雨、高温、それから先日来、立て続けに来た台風等、大変気象状況に惑わされたと思います。皆さんのところでは、被害とかは遭われなかつたでしょうか。

それから、コロナ禍において、外食産業の米の需要が激減しているということで、今年は米の値段が下落するのではないかということが懸念されております。なかなか早くコロナ禍が終息することを願っております。

それから、先月の委員会の後、暑い中、皆さんには農地パトロールをしていただき、大変お疲れさまでした。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

それから、これから本格的な刈り入れとなります。皆さんには、ちょうど気候の変わり目で、体調に十分留意され、お仕事、また農業委員会活動をされますよう、よろしくお願ひいたします。

これで挨拶を終わります。

事務局長（金子 剛君） ありがとうございました。

本日の出席委員は13名で全員出席です。同じく、最適化推進委員の方におかれましても全員出席でございます。委員は定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を吉野会長へお願ひいたします。

会長（吉野 裕君） 案件については、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項はあらかじめ通知しておりますので、この日程でよろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）

次に、これより議事に入ります。

まず、日程（2）の議事録署名委員の指名を行います。

佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき、議長が定めることとなっておりますので、6番、和田委員、7番、坂口委員を指名しますので、よろしくお願ひします。

以上、日程（2）を終わります。

それでは、日程（3）の報告事項に入ります。

報告第1号農業者年金加入推進特別研修会について、池田加入推進部長から報告をお願いいたします。3番。

3番（池田 邦義君） 9月の17日、山下委員と私とで、佐世保市レオプラザホテル佐世保にて13時30分より16時まで会議のほうに出席してまいりました。参加者がビデオということで、小値賀と波佐見、それと松浦、これがテレビ会議等で行われました。あとは全員出席ということで、佐世保市、川棚、平戸、それから佐々、壱岐、このメンバーで会議がありました。

要は、農業者年金が今後とも、我々国民年金だけで納めている農業者というのは、年金もらうときの金額が物すごく少なくなるということで、農業者年金に加入していただきたい、その補填に充てていただきたいということで、これは理事長もそうだし、ちょっと県の農業会議所の山口さんもそういうふうにおっしゃられて、有意義な会議を聞いてまいりました。

要は、平戸の農業委員さんの○○○○さんから辞令報告ということでありましたが、要は諦めずに、その年齢に達していない人の加入を断られても断れても、やっぱりしつこく行くということが第一の条件じゃないかなということで、かなり平戸のほうは加入が進んでいるようです。

そういうことで、私どもは、佐々町は、年に1人ということで100%、今まで達成してきたわけですね。

しかし、いろいろ聞いてみたら、やっぱり加入する人を考えたら、1か月でも早く加入していただきたい、もらうときに有利になるような加入を進めていきたいなということをつくづく感じて聞いてまいりました。

だから、今後とも農業委員さん、最適化推進委員さんにおかれましては、そういう情報がありましたら、私ども農業者年金推進部、山下委員、和田委員、私、それにちょっと手が足らなければ局長も御足労願うて、家庭訪問でもやりたいなと。

だから、今年は、1人、2人ということでピックアップされているようですが、私は、該当者がいれば全ての人間、5人でも6人でも結構です。来年、再来年がゼロでも結構です。本人のためには1か月でも早く加入していただきたい、もらうときに、ああ、よかったですなど言ってもらえるような加入促進を進めていきたいと思います。

だから、皆さんにそういう情報がありましたら、私ども、もしくは局長のほうに御連絡いただければ、私どもが家庭訪問させていただきたい、加入の促進を図りたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

以上です。

会長（吉野 裕君） この件について、何か御意見、御質問等、皆さんの方からありませんか。8番。

8番（藤永 九市君） 今、推進部長から研修会の報告をいただきまして、心強い御挨拶をいただいて感謝して、うれしく思っています。

お話のとおりでありますて、前回、先月の総会後の研修会の折にも、私、その点について、ちょっと農業会議のほうにお尋ねしたわけですけど、今お話のとおりであって、対象者が、例えば10人おれば1人ずつ、うちがノルマ達成で1年ごとに1人ずつということであれば、10年後は220万かの差額が出てくるということも含めまして、私は、意見を求めて、農業会議にお尋ねしたわけですけれども、まさにそのとおりということで安心しておりますけれど、とにかく部長が今申し上げましたように、事務局としても、農業者年金加入者の対象者というものを把握していただくと同時に、我々もそういった方、今お話のとおり、情報があれば提供して、そして一日も早く、部長がおっしゃるとおり、加入していただく。

例えば、1年単独、5人でもいいんです、1年に。そして、向こう5年間、ゼロでもいいんです。そういう気持ちで、我々農業委員のノルマ達成のための加入者推進じゃないんですから、対象者である農業者年金の加入推進をするということですから、当事者、本人のために加入推進をするということで、全農業委員さんにその頭を置いていただいて、していただくことが本来の農業者年金の目的であると思いまますので、是非とも皆さん方の御尽力をいただきたいということを申し添えたいと思います。

部長、以下、女性お二人の皆さんも、本当に農業者年金の加入者、部長推進、それから副部長というかたちの中でお世話をかけますけれども、力を合わせて取り組んでいただきますことをお願い申し上げたいと思います。

以上です。

会長（吉野 裕君） ありがとうございました。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 今、池田部長と、それから藤永委員のおっしゃったとおりでござります。確かに本町のノルマにつきましては、1年に1人というノルマでございますけども、農業者年金に加入される方は当然限られておりまして、早ければ早いほどが確かによろしいかと思っております。なので、事務局としても、該当者の名簿等を作成しまして、皆様のほうに推進をお願いするようにお願いしたいというふうに思っております。

ちなみに、今年度につきましては、ミニトマトの〇〇〇〇さんですか、あの御夫婦、まだお若いんですが、この御夫婦に今年度は加入のお願いをするようにいたしております。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

皆さんの地域におかれましても、そういう該当者、農業者年金に入っておられない方いらっしゃれば、加入されるようお話をしていただければと思います。

次に移ります。

報告第2号一時転用届出書について、事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 議案書の1ページをお願いいたします。

ちょっと朗読前に、この件につきましては、一番下に書いてございますが、前回の総会、8月26日の折に、緊急を要するということで、皆様に御承知済みという案件でございます。

それでは、朗読説明いたします。

報告第2号一時転用届出書。

借人、佐々町長、貸人、お二人いらっしゃいます。〇〇〇〇、〇〇〇〇、同じく、〇〇〇〇、〇〇〇〇、耕作者も同じでございます。

施工業者、〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇。

下記の工事を行うに当たり、農地の一時転用について承諾を願います。

目的につきましては、令和元年度繰越、令和元年災、査定第1188号、普通河川高岩川災害復旧工事（2工区）を施工するに当たり、仮設の道路として使用するためということでございます。

施工の場所でございますけども、〇〇〇〇さんのほうが、大茂免字牟田529番1、地目、田、地籍、3, 156のうち371m²。〇〇〇〇、大茂免字牟田532の1、地目、田、1, 813m²のうち、一時転用面積が222m²でございます。

工事期間につきましては、許可日から令和3年の3月31日までという申請が上がっておりま

す。

6ページをお願いいたします。

6ページで、カラーの図がございますが、ちょうど真ん中付近に〇〇〇〇さんと、縦長に〇〇〇〇さん、赤で区切った部分でございます。ここが農地でございまして、災害復旧工事の折に使用するところが真ん中の細長い赤線、ここが道という状況で、一時転用をしたいということで、今回申請が上がっているところでございます。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） この件に関して何か御意見、御質問ありませんか。先月の委員会において、建設課より説明があった件ですので、よろしいですかね。（「なし」の声あり）

次に、報告第3号農地の無断転用について、事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 7ページをお開きください。

報告第3号でございます。

この件につきましては、建設課のほうから、ちょっと赤道里道、赤道の件で報告がございました。

内容といたしましては、町内のパトロールの折に、たまたま発覚したということでございまして、内容といたしましては、8ページをお願いいたします。

この現況写真をつけておりますけども、場所が元〇〇〇〇の前の〇〇〇〇があると思いますが、そこから口石のほうに細く、上新町に上らずに真っすぐ木場の方向に行く道の途中でございまして、ちょうどこの写真を見ていただければ分かりますけども、このちょうど赤線で細長いところが里道でございます。

その横が農地という状況で、ここがもう既にバラスを敷いてございまして、ほかの方に駐車場として今貸出しをされているという状況なんですね。なので、正式に言えば、農地法上では無断転用ということでございます。

また、地元の委員の藤永茂委員にも現場を確認していただいておりまして、当然本人様、所有様のほうにも今連絡をして、今後どういう手続をしたらいいかということで、今こちらから指導といいますか、お伝えをしているところでございます。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） この件に関して何か御意見、御質問ありませんか。8番。

8番（藤永 九市君） 今、御説明をいただきました。これにつきましては、私も近くでございまして、たまたま通りまして、ちょっと私も現地を確認してみましたけれども、ちょうど里道と農地と、その真ん中にちょうど里道という形の中で、国道側のほうから見ると、ちょうど里道のところは口元、入り口があるような形をしてありますよね。

この図面では分かりませんけれども、そういう形で、ただ気づかなかつたというのも、ちょっと不思議な気がするような感じするんですね。はつきりしているので、入り口だけはですね。ちょっと確認したら、ああ、このことだなと思いましたけれども、要は、これはこういう事態になって、やむを得ないかなと思いますけれども、これは意図的にとか、あるいは故意的にやった問題ではなさそうです。

やむを得ない気がしますけれども、こういった形で、意外に私たちも町内全域（聞き取り不能）、確認できないこともあると思うので、こういった類の例は、かなりあるような気がしますね。（聞き取り不能）

ちょっと念のためにもう一度お伺いしますけれども、これ申し上げますように、こういうときに（聞き取り不能）、大きな問題にならなかつたと、その点を踏まえてひとつ確認したいと思います。それをお願いします。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） 資料の8ページをお開きください。

これは航空写真が載っておりますけども、ちょうど真ん中付近、ちょっと見にくいで
すが、485の2という、ちょうど三角の形をしたところがございます。

ちょうど真ん中、○○○○さんの下のあたりですね。ここが 210m^2 ございます。全
部でですね。この三角地帯は全部農地なんです、 210m^2 。そのうち、この真ん中から
上、ちょうど485の2と、ちょっと線が引いてあると思うんですけど、この上のさらに
三角地に今バラスを敷いていらっしゃるという状況なんです。

これは、この○○○○さんが所有する所有地なんですけども、原因としては、皆様御存
じのとおり、固定資産税の納付書が来ると思います。その中で、現況と地目と書いてある
ところがございますけども、そこの現況が、これ現況は当然宅地課税されていますので、
税金のほうはですね。

現況が宅地と書いてあったために、ちょっと第三者のほうに分からなかつたので聞かれ
ているんですね。ちょっと知り合いの方で、詳しい方に、その方が宅地なので大丈夫だよ
ということで、勘違いされて、こういうふうな状況になったということでございます。

すみません。もう一点、ごめんなさい。ですので、農業委員会の事務局からの指導とい
たしましては、まずここ、先ほど半分から上がバラスが敷いてありますので、ここまでを
まず分筆をしていただいて、バラスを取っていただいて、ちょっと草が生えるまで待って
いただいて農地転用という指導をしているところでございます。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） 8番。

8番（藤永 九市君） 今、事務局長から説明いただきまして、今後の処理についてどういう取
扱いをするかということもお尋ねしようかなと思っていたんですが、そういうことであれ
ば、そういうふうに当事者に指導していただいておれば、また状況に応じて、これは当然
農地転用ということだし、新たにここで審議をする形になるかと思うんですね。

それから、もう一つの宅地の今言う里道、公道とも言いますが、その点については、も
ちろん農業委員会でどうする、こうする問題じゃないでしょうけど、これは建設課になる
んですかね。建設課が周りの同意か、あるいは承諾を受けて払い下げするかどうかという、
詳しくは分かりませんが、ちょっとそういう形になるんだろうと思いますけど、その点は
どんなですかね。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） 藤永委員おっしゃるとおりでございまして、里道につきましては、この里道の分の7ページにちょっと書いてございますが、6の今後の対応についてということで、払下げの単価をお知らせして、払下げをするということで、今決定をしているところでございます。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） 8番。

8番（藤永 九市君） ありがとうございます。今お聞きしましたので、どうぞ今後とも事務局としては適切な指導をされまして、そういう形で進めていただきたいということを申し上げます。

以上です。

会長（吉野 裕君） こういうのが皆さんの近くにないとも限りませんので、そういう非農家の農地を持っておられる方の解釈の違いでこういうふうになっておりますので、そういうところがあれば皆さんのが相談に乗ってあげて、こういう手続が要りますということを知らせてあげれば、こういうのがなくなると思いますので、地元委員さん、よろしくお願いしたいと思います。

事務局長。

事務局長（金子 剛君） 今の件で皆様、新しい委員さんもいらっしゃいますので、先ほど申しましたとおり、あくまでも現況と登記という状況でございますので、あくまでも現況が宅地、雑種地、山林はないでしょうけど、現況主義ですので、現況が宅地とか雑種地であっても、登記上が農地であれば手続が要るということでの判断をお願いしたいと思います。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、報告事項をこれで終了いたします。

それでは、日程（4）審議事項に入ります。

第15号議案農用地利用集積計画の承認について、事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 議案書の11ページをお願いいたします。

朗読説明いたします。

第15号議案農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり計画を定めたいので、本委員会の承認を求める。

令和2年9月28日、佐々町農業委員会会長。

12ページをお願いいたします。

この分につきましては、今回 11 月の 30 日で期限が来る分の再設定でございます。
佐々町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の (5) の規定による農
用地利用集積計画書、再設定でございます。

番号 1 番、権利の設定を行う者、貸手農家、○○○○、○○○○、権利の設定を行う者、
借手農家、○○○○、○○○○、土地の所在、木場免字鳥出 601 の 4、地目、畠、面積
197 m²、借手農家、耕作面積が 6 万 9,084 m²、権利の種類、使用貸借、区域区分、
農用地。今回の設定が無償の 4 年、ほか 19 件でございます。

14 ページをお願いいたします。

14 ページにつきましては、これは新規、新たに計画を立てるものでございます。

朗読説明いたします。

佐々町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の (5) の規定による
農用地利用集積計画書。

番号 1 番、権利の設定を行う者、貸手農家、○○○○、○○○○、権利の設定を行う者、
借手農家、○○○○、○○○○、土地の所在、口石免字弓田 13 の 1、地目、田、面積が
1,381 m²、借手農家面積 1 万 1,467 m²。あと空白でございます。あと 6 件が
新規の予定でございます。

この件につきましては、後、協議事項のほうで担当委員のほうを決めさせていただきま
すけども、この件については、中間管理機構のほうに移行したいというふうに事務局とし
ては予定をいたしておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） 以上、事務局から説明があった件数が今回の利用集積、11 月で期限が
切れる分でございます。ということで、審議事項は、一応これで上程したということで、
あと協議事項という欄に入って、また担当委員の選定をしたいと思いますので、よろしく
お願ひいたします。

それでは、日程 (5) の協議事項に入ります。

農用地利用集積計画の担当委員選定について、事務局から担当委員の選定について、た
だいまより休憩を取って、担当委員を選定していただきたいと思います。

それでは、暫時休憩いたします。

(休 憇 午後 1 時 55 分)

(会議再開 午後 2 時 09 分)

会長（吉野 裕君） では、会を開きます。

案件の番号を読み上げますので、担当委員の番号をお願いいたします。

事務局長（金子 剛君） 私が言いましょうか。

会長（吉野 裕君） はい。

事務局長（金子 剛君） それでは、番号のほうを私が言いますので、この札の番号を何番何番と言つてもらえれば結構ですので。

それでは、12ページからいきます。

1番、（「8番」と呼ぶ者あり）はい。

2番、これは事務局ですね。

3番、（「19番」と呼ぶ者あり）19ですね。はい。

4番、（「4番」と呼ぶ者あり）4番。

5番、（「4番」と呼ぶ者あり）4番。

6番、（「4番」と呼ぶ者あり）4番。

7番、（「4番」と呼ぶ者あり）

8番は、（「4番」と呼ぶ者あり）4番ですか。（私語あり）

9番、（「7番」と呼ぶ者あり）7番。

10番、（「8番」と呼ぶ者あり）8番。

13ページに行きます。

11番、事務局です。

12番、（「1番」と呼ぶ者あり）1番。

13番、（「16」と呼ぶ者あり）16、（「うん」と呼ぶ者あり）はい。

14番、（「19番」と呼ぶ者あり）19番。

15番、（「16番」と呼ぶ者あり）16、はい。

16番、（「2番」と呼ぶ者あり）2番。

17番、（「6番」と呼ぶ者あり）6番。

18番、（「4番」と呼ぶ者あり）4番。

19番、（「4番」と呼ぶ者あり）4番。

20番、（「7番」と呼ぶ者あり）7番。

1番、（「6番」と呼ぶ者あり）6番。

2番、（「15番」と呼ぶ者あり）15番。

3番、（「19番」と呼ぶ者あり）19番。

4番、（「19番」と呼ぶ者あり）19番。

5番、（「2番」と呼ぶ者あり）2番。

6番、（「15番」と呼ぶ者あり）15番。

7番、（「15番」と呼ぶ者あり）15番。

それでは、復唱いたします。

12ページをお開きください。

1番が8番。2番、事務局。3番、19番。4番、4番。5番、4番。6番、4番。

7番、4番。8番、4番。9番、7番。10番、8番。

13ページです。

11番、事務局。12番、1番。13番、16番。14番、19番。15番、16番。

16番、2番。17番、6番。18番、4番。19番、4番。20番、7番。1番、6番。
2番、15番。3番、19番。4番、19番。5番、2番。6番、15番。7番、15番。

以上でございます。

今、担当委員を決めていただきました。書類につきましては、中間管理機構の様式、それからこれは中間管理機構お願いしたいので、でもどうしても今までどおりの一般の基盤強化法の契約の様式も二通り、いつものとおり来月の委員会の折につけるようにいたしますので、よろしくお願いしたいと思います。

会長（吉野 裕君） 2番。

2番（濱野 努君） ちょっと提案ですが、よろしいでしょうか。

会長（吉野 裕君） はい。

2番（濱野 努君） 新規の分で、すみません、（聞き取り不能）事務局に、その意味では事務局で、できればまとめてできないものかなと思っていますけど。

会長（吉野 裕君） ○○○○さんの分だけ。

2番（濱野 努君） はい。

事務局長（金子 剛君） よろしいですよ、それは。

2番（濱野 努君） 新規の3番から7番。

事務局長（金子 剛君） 7番ですね。はい。

番（君）（聞き取り不能）。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） 今、委員さんから御提案がございました。

まず、12ページの同じ方なんですが、12ページに番号、5番と6番、借手が○○○○さん、それから14ページです。3番から7番、これも借手のほうが○○○○さん、これは事務局のほうから一括して署名をしていただくようにいたしますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） 以上で、担当委員さんよろしくお願ひいたします。

8番。

8番（藤永 九市君） 念のために皆さん方に申し上げておきたいと思いますが、これは老婆心ながら、今日事務局長が申し上げましたように、なるべくなら機構を通してというのが基本だというふうにおっしゃいましたよね。機構を通す、管理機構。

これは当然だと思いますけども、その場合、皆さん方も心当たりあると思いますけど、金納の場合は口座をちゃんと示していますから、口座が何、時期が来たら引きますよというような通知が来ます。

物納の場合が、これは領収書、証明書を貸手のほうから納めたという、しなさいと、後から通知、大分遅れてくるんですね。機構を通さん場合は、それなりに持つていって、ちゃんと渡して、承諾を受けて、それで終わり、了解をいただくんですけども、機構の場合はそういう形で取らないかんね。

そういうことですので、慌てて、分かった、しっかりした人はちゃんと、物納を納めたときに、その証明をもらってこられるでしょうけれども、そうした、何というの、改めてもらいに行ったりすることが出てくるんですね。新たに貸手農家に納めたということの証明を出さなならんから、当然印鑑を持って、押してくれという形になる。

だから、これは当然のことかもしれませんけれども、お互いがその点は機構を通した場合の物納の場合は、それなりのことを借手農家にちゃんと、しっかり伝えておくべきだと思います。

後から、半年幾らもたって、例えばこの前の昨年11月、12月ですよね。物納は大体、秋の取り入れ終わって。半年以上もかかるから、機構のほうからお願いしますと来るようになっていましたので、これ現実です。

そういう形にならないように、新しい人はどういう形で条件設定されるかどうか分かりません。金納か物納か、そういうときもちゃんと農業委員会は、そういうことを申し伝えておくべきであると思いますし、当然借手もそのことを頭に置いてするべきだと思っています。

そうせんと、例えば物納、機構を通した場合はそういう証明がちゃんと要るということが頭になかったものですから、物納の場合の話ですね。それは篤と皆さん方、お互いが借手農家の方については、そういうふうなことを指導する。

また、本人にしましても、そういう形で今後、農業委員の皆さんも、そういう形で、該当者もおられましょうから、そういうことを皆さん、ぜひとも心に留めておいていただきたいということを老婆心ながら申し上げておきたいと思います。

以上です。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） 今、藤永委員がおっしゃったとおり、確かにこの中間管理機構というのは事務手続が非常に、何といいますか、やぐらしいといいますか、そういったところがございます。その物納の件につきましては、中間管理機構のほうにも協議をしたいと思います。

それで、もう一つ、今年度も平成30年から、この中間管理に移行した借手農家に対しては、今、町単独の補助をやっているわけですね。今、2年目、今年3年目なんですよ。この3年目で、一応この助成は終わりという予定をいたしておりますので、今年度までは中間管理のほうにも、ぜひ加入のほうをお願いしたいというふうに思っております。

来年度からは、借手農家のほうには、中間管理に加入したとしても、町の補助金がございませんので、来年からは、ちょっと今までの農業経営基盤強化のほうで契約の推進をしてもいいのかなど、事務局では思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） 3番。

3番（池田 邦義君） 今、8番議員さんが言われたように、中間管理機構から物納の結局承諾書というか、受取証明書をもらわんばいかんわけね。管理機構を通した場合さ。その場合、結局我々が物納を早くしたくても、結局管理機構からの書類が来んわけね。

だから、その書類を早くね。農業委員会が発行するのが、長崎県の機構が発行するのか、そこら辺がちょっと、送ってくるのかさ。送ってくるんだったら、早く送ってきてほしい、名簿だけでも。

そして、その結局物納した場合、物納と同時に、結局印鑑についてもらいたいわけ。二度も三度も行かんばようになる、電話連絡してさ。

だから、そこら辺、我々農家は多分一番忙しいときやけんさ。だから、そこら辺、朝がけか夕がけかに行かんば、ちょっと会いだしきらんという状態やけん、できるだけ管理機構には、そういう書類は早めに提出するようにお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） その物納の証明書等に関しましては、先ほど申したとおり、中間管理のほうにちょっと再度協議をしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） この件について、ほかにありませんか。4番。

4番（藤永 茂君） こういった今の件とまた違う話なんですが、今そこそこ地元の方の地権者の方で、耕作する方がだんだん減ってきておりまして、こういったほかの場所から耕作に見えられる方というのが増えている。名前を言つたらあれですけども、〇〇〇〇さんなんかは講座まで行って栽培されるというようなことです。

そぞこの地域のワイヤーメッシュとか、電柵のしてある圃場があります。そぞこの地元のルールに基づいた栽培をしてほしいというふうに事務局のほうからお願ひをしてほしいと思います。

例えば、自分はもう米じゃなくて麦をつくるから電柵は要らないとかいうふうなことになったりしますと、周りの人が迷惑、ほかの田んぼに入つたりして迷惑をされているところが口石でもありますので、そういったことがないように、そぞこの口石なら口石、小浦なら小浦のルールがあると思いますので、そういったワイヤーメッシュとか電柵の管理をしてほしいというふうに申し添えてください。

分かられましたですか、皆さん。（私語あり）そういうような要望をしていただきたいと思います。

会長（吉野 裕君） 3番。

3番（池田 邦義君） 今の意見にさ、結局事務局から説明するのも当然だろうけど、結局中間管理機構、賃貸借のあれで契約に行くときに、やっぱりその人と契約する時点で、その部落のやり方はやり方として説明して、それで納得していただいて印鑑ついてもらうのが一番ベターじゃないかなと思うんですけど、どんなですか。

会長（吉野 裕君） 暫時休憩いたします。

（休 憩 午後 2時25分）

（会議再開 午後 2時27分）

会長（吉野 裕君） 会を開きます。

事務局長。

事務局長（金子 剛君） 今、藤永茂委員からの電柵等の関係でございますけども、当然事務局のほうからも、そこの辺の指導といいますか、お願ひはするようにいたしております。

ただ、皆さんも契約の折には皆様からも伝えていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） ほかに、この件についてありませんか。

なければ、次に日程6に移ります。事務局お願ひします。

事務局長（金子 剛君） （6）その他のおまづ、①でございます。農業委員会だよりについてと
いうことでございます。

この農業委員会だよりにつきましては、昨年度までは年に2回、1月と3月に発行して
いたところでございます。ただ、今年度から年1回に絞りまして、1月に発行する予定
にいたしております。今まで年2回発行した折には6ページ作成をいたしておりました。
ただ、今年度1回ということで、8ページにページを増やしまして作成を考えております。

今、皆様のお手元に原稿用紙をお渡ししております。今年度改正もございまして、ちょ
っとページ的にも余裕がございますので、お一人お一人から簡単に御挨拶を書いていただき
まして、来月の10月の総会の折までに提出をお願いしたいというふうに思っております。

それ1ページございますが、ちょうど半分でも構いません。1ページ書かれる方は書いて
構いませんので、半分程度でもよろしいかと思います。よろしくお願ひいたします。

（私語あり）いや、2枚はもう会長だけお渡ししております。（笑声）

4番（藤永 茂君） テーマは何でもいい。

事務局長（金子 剛君） テーマはそうですね、基本は農業委員会の就任についてということで。
もし、データでお渡しができる方はデータのほうが事務局としては助かります。手書き
でも当然構いません。

以上です。

事務局長（金子 剛君） 続きまして、②の町民表彰の推薦ということでございまして、
15ページをお開きください。

15ページの町民表彰候補者の推薦依頼についてということで、今回町制80周年を迎
えるわけでございますけども、これ総務課のほうから依頼がございまして、令和3年の
1月1日現在で、次のページ、16ページが表彰の基準となっております。

在職年数が12年の方について表彰をするということで、農業委員については3番です
ね。事務局のほうでちょっと調べました結果、次の17ページ、吉野会長、それから濱野
代理、藤永茂委員ですね。この3名の方が12年、在職12年ということで該当されてお
ります。この3名の方を表彰をしていただきたいということで、総務課のほうへ依頼をし
ているところでございます。

以上でございます。

事務局長（金子 剛君） 次、③番の10月の定例会の日程でございます。10月におきまして
は10月27、火曜日13時30分から、この第1会議室を予定をいたしております。
五役会につきましては、10月16日金曜日13時30分からの予定でございます。

以上でございます。

まず、そしたら④番のその他のその他へ移らせていただきます。

まず、お手元に、まずは農業委員の新しい方の名簿を作成しておりますので、皆様にお渡しをしております。もしちょっと間違い等がございましたら、事務局のほうまでお願ひしたいと思います。

それから、志方の〇〇〇〇さんという方の農地の件なんですが、今もうちょっと原野化している状況でございまして、五役会等でも話をしまして、以前、野寄の〇〇〇〇さんのところで皆さんに御協力を願いして、みんなで草刈りをしていただいた経緯がございます。今回もどうしても〇〇〇〇さんができないということで、皆様にお願いして御協力できる委員さんにつきましては、また草刈りのほうをお願いしたいというふうに思っております。ここで〇〇〇〇さんとも話をしたんですが、弁当とお茶ぐらいは出すということで、今2反ぐらいですか面積は。

場所が、志方の〇〇〇〇さんのイチゴハウスがあると思います、林道からこう入っていったところですね。真竹、古川、林道のほうから入っていって、〇〇〇〇さんのイチゴ農家の裏手のところになりますけどね。そこを稲刈りが終わってからの時期になりますので、11月終わりか12月頃というふうに考えております。もし御協力ができる方いらっしゃいましたら、事務局のほうへ連絡をお願いしたいというふうに思っております。

以上でございます。

それから最後に、この資料つけておりますけど、この活動記録簿 今年度黄色い冊子になっております。これ活動記録簿の中にも記入要領が書いてございます。今年、去年までは違うところ時間を書かなくてよかったと思うんですけど、今年から時間を書くようになっておりますので、この記入要領を見ていただいて、基本的にはもう同じです、昨年と。なので、特に人・農地プランの活動であるとか、この農地の契約ですね。こういったものの活動はきちんと書いておいていただければと思います。当然農地パトロールもですね。

そういう3つが大体該当のところなので、総会とかそういったものは該当しませんので。農地パトロールと農地の賃貸借の契約の活動、それから人・農地プランですね。この3つが大体活動費に該当する内容でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。（私語あり）

すいません、資料の34ページと書いてあるところです。34と32ページがこの記録簿を書く欄なんですが、32ページは時間を入れなくていいので、34ページのほうを、34ページのほうをお願いしたいと思いますので、34ページの記入例のほうですね。こちらのほうで御記入をお願いしたいと思います。よろしいですか。

会長（吉野 裕君） 記録簿の記帳については、今事務局から言ったほうでよろしいですかね。

10番（池田 晴良君） すいません、10番ですけど。この32ページと34ページ、34で書けちゅうこと。

事務局長（金子 剛君） そうです、34ページのほうで。

10番（池田 晴良君） 32では書かないと。

事務局長（金子 剛君） はい、34です。

10番（池田 晴良君） 34で時間を入れる書き方。

事務局長（金子 剛君） そうです。

10番（池田 晴良君） 今までではないしとったですか。

事務局長（金子 剛君） 今まで備考欄に書いていって、何時から何時というのを。

10番（池田 晴良君） あ、やっぱり中に書くんですね。だからね。

事務局長（金子 剛君） 時間でこう……

10番（池田 晴良君） 2通り記入例があったからね、どっちで書くんだろうねと思って、時間で入れるやり方して。

事務局長（金子 剛君） 活動費も基本的には時間でチェックしていくものですから。

10番（池田 晴良君） ああ、なるほど。

例えばですよ、最初の1回目のときの総会と午後の研修をしたでしょう。あれはどう書けばいいんですか。

事務局長（金子 剛君） あれは……

10番（池田 晴良君） 場所は佐々町役場になるでしょうけど。総会、部会等への出席でありますね。これが例会ですよね。

事務局長（金子 剛君） これ丸してもらう。

10番（池田 晴良君） そして、午後の研修は。

事務局長（金子 剛君） 午後の研修もここでよろしいですよ。

10番（池田 晴良君） ここでいいと、1で。

事務局長（金子 剛君） はい。

10番（池田 晴良君） そしたら……

事務局長（金子 剛君） 年に1回しかないので研修は。

10番（池田 晴良君） えつ。

事務局長（金子 剛君） 年に1回ですので、ここでいいです。

10番（池田 晴良君） あ、ここで。その他じゃなくて、ここ。

事務局長（金子 剛君） ここでよろしいです。

10番（池田 晴良君） その他に書かんでいいですね。

事務局長（金子 剛君） いいです。

10番（池田 晴良君） なるほど。

会長（吉野 裕君） 以上のとおりで、説明でよかですかね。

ほかに皆さんのはうからありませんか。 19番。

19番（大瀬 敏幸君） 私がクリーンセンターに行っていることは皆さん御存じだと思いますけども、この間、イノシシのメッシュですね、メッシュ柵。私が担当している以外のところに持って来られて、あそこの受付なんかわからんとですよね。ただのスクラップ、鉄くずと思って置いていかれるんですよ。したら、俺が所長に「国の補助で頂いたメッシュ柵じやなかですか」と言ったら、所長が分からんわけですよ。14年間はなにがあつても、もっとがんばいかんとですよと言って、そしたら所長が産経のほうに何か連絡したらしいんですよ。もう、誰が持ってきたか分からんもんけんです。

だから、例えば農業委員さんでも、集会のときにメッシュ柵とかハウス園芸しとらすところのビニールハウスとか、あぜシートとか、苗箱とか絶対受け入れられんことなるとばつてん、現場では全然農業のことは分からさもんけん、全部どうぞどうぞどうぞですよ。

じゃけん、そこんたいも事務局のはうからクリーンセンターのほうに、これは駄目ですよ、これは受け付けられませんということを農業の方に説明文とかつくってもらわんと。私が受付にずっとおるわけじゃなかですかんね。もうビニールでも何でもあぜシートでもあそこに全部投げ込んで、上のクレーン燃やす人、の人たち全然分からんわけですよ。もう投げ込んでもうたら燃やすもんと思ったけんですね。そこんたいはちょっと農業委員会、産経から指導してもらわんと、後でクレームが来るわけですね。そのところよろしくお願ひします。

事務局長（金子 剛君） 今、大瀬委員言われた内容につきましては、産業経済課等でも話をし、ちょっと検討しまして、広報等にも載せられるかどうか分かりませんけど、そういう内容で周知をしたいというふうには考えておりますので、よろしくお願ひします。

19番（大瀬 敏幸君） 電牧のポールと電線も駄目ですもんね。

以上です。

会長（吉野 裕君） ほかに。 3番。

3番（池田 邦義君） これは前回、局長にもいろいろと相談したんですけど、〇〇〇〇さんの建屋は建っているんですけど、結局あそこがいつ開業するのか、今コロナ禍の中で病院開業も大変だと思うんですけど、そこら辺は何か報告、その後の建屋が建った後の報告等は来ているんですかねと思って、ちょっとお聞きしたんですけど。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） その件につきましては、行政書士のほうに確認をいたしております。

その再開のめどはということで。そしたら今コロナ、コロナの関係でちょっと見合させて
いるという報告でした。

以上でございます。コロナがなければ、もう再開する予定だったんですがということの
口頭での回答なんですけど。

以上です。

3番（池田 邦義君） 私が聞いた話では、9月にはオープンするという話をちょっとうわさで
は聞いたんですよね。

結局、なぜかと言うとちょっと私ごとになりますけど、看護師さんが佐世保市に行きます
わけね、人工透析の看護師さんが、そのスタッフが。その人が小佐々なんですよ。○○
○○がすれば、そこで看護師さんのいわゆる募集等があれば、結局近隣であるといふこと
で、結局気にされているわけですね、○○○○がいつオープンするのかと。そして患者さ
んも、やっぱり佐々町にも結構おられるんですよ、透析されている方が。そこら辺も結局、
私個人でも聞かれるわけですね、いつオープンするんですかと、農業委員会で分からな
いんですかとかさ。

そこら辺がもう行政書士さんには結局確実な日にちちゅうのが、多分今コロナ禍の中で
無理だろうと思う。医師会も多分何かストップかけているという話も聞くんですね、県の
医師会とか何とか。結局、重症患者になり得る透析患者ですから。そこら辺のめどがいつ
頃になるのかなということをちょっと事務局で分かり次第お知らせ願いたいなと思います。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） その件につきましては、再度確認いたしまして、行政書士のほうに確
認いたしまして、また報告させていただきたいと思います。

会長（吉野 裕君） ほかにありませんか。

なければ、私から、ここ農業委員会というのは町から委嘱された特殊な委員会ですので、
委員会総会中の離席は議長の許可を得るなり何なりしていただく。基本的に総会中は退室
はできない。まして、電話の応答もやめていただきたい。

それと一応町長選任された委員ですので、服装もそれなりの服装をして出席をしていた
だきたいと思います。今後ともよろしくお願いいいたします。

ほかに皆さんのはうから。なければ、本日の総会を終わりたいと思います。どうぞ。

10番（池田 晴良君） すいません、10月はいつになるんですか。10月の開催は。

事務局長（金子 剛君） 先ほど申しましたとおり10月27日です。

会長（吉野 裕君） なければ、本日の総会を終わりにいたします。お疲れさまでした。

（ 閉 会 午後2時50分 ）

上記のとおり相違ありません

会長 古野 純

会議録署名委員 和田 貞子

会議録署名委員 坂口 隆英